

令和2年度事業計画

I はじめに

令和元年12月から新型コロナウイルス感染症が各地で蔓延しており、全世界レベルで甚大な影響を与えている。当会も例外ではない。今年度の事業執行も少なからず影響を受けることとなろうが、まずは感染拡大防止と会員の安心・安全を第一に考え、十分な配慮をしつつ事業執行を行っていききたい。

昨年は令和という新たな時代が始まり、その年頭で新たな司法書士法（司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）・以下「新法」という。）が成立した。新法は令和2年8月1日に施行される予定であり、本年から司法書士の新たなステージが始まる。

新法では、「目的規定を廃止し使命に関する規定を新設すること」、「懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改めること」、「懲戒における戒告処分につき聴聞の機会を保障すること」、「懲戒処分の手続に除斥期間を設けること」、「社員が一人の司法書士法人の設立を認めること」の5項目を主たる内容とし、その第一条では「司法書士の使命」が定められ、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と定められ、司法書士が法律事務の専門家として国民の権利擁護に努めなければならないことが明確化された。

これまでも司法書士は140余年にわたり国民の権利擁護に貢献してきた。現行の司法書士法にはその目的として「その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。」と規定されていた。司法書士はその目的のもと不動産登記、商業・法人登記、供託、裁判、成年後見、あるいは空き家・所有者不明問題への対応、災害支援への対応等を行ってきた。新法ではこれまでのこのような司法書士の活動が評価され、法律事務の専門家としての使命が明確化されたことになる。

当会の会員が須くその使命を果たすべく、司法書士が社会にさらに認知され、利用されることを目指し、今年度事業を策定し推進していく。そのためにも、この1～2年及び近々改正や施行が予定されている関係法令の改正及びその内容を国民に周知する活動を重点的に行い、その活動によって司法書士の認知度をさらに向上させ、結果的に新法で規定された司法書士の使命規定、すなわち国民の権利擁護を達成できるものとする。

今年度の当会の活動に関係すると思われる法律改正につき若干記載する。

1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

平成30年11月15日「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、登記官が所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で長期間相続登記未了である旨等を登記記録に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すなどの不動産登記法の特例が設けられた。また、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例も設けられ、司法書士

の活動領域の拡大が期待される。

2 民法（債権関係）改正

いわゆる債権法改正と呼ばれる、平成29年5月26日成立し同年6月2日公布された民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が一部を除いて令和2年4月1日から施行された。民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治29年に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていなかったところ、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものであり、司法書士業務にも多大な影響を与える。

3 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立し、同年7月13日公布された。相続法の分野については、昭和55年以来実質的に大きな見直しはなされてこなかったところ、今回の改正は、残された配偶者の生活に配慮する観点から配偶者の居住の権利を保護するための方策や遺言の利用を促進し相続をめぐる紛争を防止する等の観点から自筆証書遺言の方式を緩和するなど多岐にわたる改正項目が盛り込まれている。当改正は一部の規定を除き、令和元年7月1日から施行されたが、配偶者居住権関係の規定については令和2年4月1日からの施行となる。

4 民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）

令和元年6月7日、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が成立し、同月14日公布された。今回の改正では、特別養子制度の利用を促進するために、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げるとともに、特別養子縁組の成立の手続を二段階に分けて養親となる者の負担を軽減するなどの改正をし、令和2年4月1日から施行された。

5 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）

令和元年5月17日、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）が成立し、同月24日公布された。この法律は、所有者不明土地問題への対策の一環として、（1）表題部所有者不明土地の登記の適正化を図るための措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに、所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるための不動産登記法の特例が設けられた。また、（2）所有者の探索を行った結果、所有者を特定することができなかった表題部所有者不明土地について、その適正な管理を図るための措置として、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする制度が設けられ、（1）については令和元年11月22日から施行され、（2）については、令和2年11月1日から施行される。

6 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）は、

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局における自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けるものであり、令和2年7月10日から施行される。司法書士にも直接相談、依頼等が増加するものと期待するところである。

7 成年年齢引き下げ

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。成年年齢の見直しは明治9年の太政官布告以来、約140年ぶりであり、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものとされている。また、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていたが、今回の改正では女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしている。この改正は、令和4年4月1日から施行される。

以上のとおり、長期間改正がなかった法律の改正、社会情勢の変化に伴う改正など国民にとっては重要な法改正ばかりである。これらの関連法令の改正につき国民の権利擁護の担い手として当会は社会への認知度向上のための活動を行っていく。

II 重点方針

1 権利擁護の担い手としての司法書士の周知・活用促進、適性の確保、非司法書士対策

新法に使命規定が創設された。そこには、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」と司法書士の使命が規定されている。

司法書士に使命規定が創設されたこと、また、司法書士が国民の権利擁護の担い手として規定されたことを国民に周知し、これまで以上に司法書士のその分野での活躍による成果を国民に享受していただかねばならない。そのためには司法書士の役割・使命を国民に理解していただいたうえで、これまで以上に司法書士を活用してもらうこととなる。

司法書士側としても、これまで以上に法令に精通し、国民の要請にこたえなければならない。その司法書士側の能力担保のためには過去の改正から直近の改正までを含め各種関係法令に関する研修の充実を図る必要がある。

また、司法書士の業務領域の保全のためにも、これまで以上に非司法書士対応にも力を入れていく。

今年度は、司法書士に課せられた使命規定に関して「知ってもらうこと」、「利用してもらうこと」、「国民の権利擁護を全うできる司法書士の養成」、「司法書士の活動領域の保全」に関して各分野において目標を掲げて推進していく。

2 相続登記受任促進

自筆証書の遺言書保管が法務局で本年7月10日から開始する。家族の形が従来の「家」単位から様々な形に変化している昨今、遺言・相続に関する国民の関

心は非常に高いものがある。法務局や当会、あるいは公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「LS大阪」という）が開催する説明会・シンポジウム等への参加者も多数であり、終了後も質問が多く寄せられるなどその関心の高さがうかがえる。

所有者不明土地や空き家問題等、相続登記の促進が国を挙げての急務であるところ、民法・不動産登記法の改正等関連法律改正により、司法書士の活動場面も拡大しており、今後も拡大する見込みである。この機会を逃すことなく、会員に対し、各種改正を適切に理解し、国民の権利擁護の担い手たる資質を備えるための研修等の機会を充実させ、対外的には相続登記の専門家は司法書士であることの広報活動をしっかりと行っていく。

3 商業・法人登記受任の促進

商業法人登記のオンライン申請率は高くない。最大の理由として考えられることは、商業法人登記における司法書士の申請代理人としての関与率が伸びないことである。会社法の改正などにより、より専門性の高い高度な知識を必要とする領域となっており、登記業務の専門家としてこの分野の関与率を高めていかなくてはならない。

司法書士以外からの申請には補正率が高く、その処理に時間を要すること等、法務局での問題も生じている。法務局とも協働の上、司法書士の関与率を上げ、登記行政円滑化へさらなる貢献を果たさなければならない。昨今は特に外国人による会社設立等が増えており、それに伴い外国人による登記申請への対応（例えば日本語が話せない外国人への制度・手続説明等）を検討しなければならない時期に来ている。

商業法人登記における司法書士の有用性を、中小企業支援における活用、外国人関与の登記申請への支援などを含め、市民や行政その他関係諸機関に強くアピールをし、もって商業・法人登記の受任の促進に繋げたい。

4 不動産取引に関する研究

不動産取引において、司法書士が売主側と買主側に分かれる、いわゆる「分かれ取引」に関して前年度からワーキングチームを立ち上げて検討を開始している。分かれ取引の現場での混乱・不安も各所から報告があり、当会としても課題のある分かれ取引が、現実的に取引形態の多くを占める状況になっている以上、一定の指針を会員へ提示する必要があると考える。分かれ取引の課題を中心として、現在の登記実務の指針となるべき研究成果を早期に取りまとめたい。

III 主要な具体的事業

1 相談業務の充実

当会では、北、堺、泉佐野の3つの司法書士総合相談センターを運営するほか、電話相談や自治体からの委託により支部で運営しているものを含めると、60を超える相談事業を実施している。これらの相談事業の展開により司法書士が広く国民に認知されたところではあるが、さらに司法書士の使命を国民に理解されるには、相談を通じ市民が司法書士へアクセスしやすくなるように受付手続きや相談員割当てなどのIT化を検討し、相談内容に応じた相談会の開催など市民のニーズに応える改善を検討することが必要である。

また、相談から現実の業務の依頼へと繋がるように司法書士紹介制度などを更に市民が利用しやすいものへと改善していく。

近年、会社設立等を中心に社会から外国語による制度・手続説明の要請があるところ、これについての対応も検討していきたい。

相談事業の根幹ともいべき相談員の資質及び技量の向上についても相談員研修の実施などにより推進していく。

2 研修の充実

当会は、全国で2番目に会員数の多い大規模単位会であるにもかかわらず、年間12単位の研修受講率が非常に高いのは長年にわたる先人の皆様の残してくれたものである。この高い受講率を支えているのは、各支部で実施されている支部研修の貢献によるものである。支部研修は支部長会議とも連携し、さらに充実したものとなるよう、研修の充実を図りたい。

また、民法をはじめ関連法令の改正が目白押しで、これらの改正を適正に会員が修得できなければ、国民の権利擁護という司法書士の使命も果たせない。新たな改正等はもちろんのこと、基礎研修も含めてすべての会員が受講可能となるよう昼間研修の増加も検討し、研修機会の充実を図る。

3 相続・遺言市民向けシンポジウム開催

先述のとおり、相続登記に関する国民の関心が高く、また民法・不動産登記法等の改正もなされ、あるいは今後なされることから、司法書士の専門分野である登記を中心に司法書士法施行規則31条の遺産承継業務など、この分野への取り組みがこれまで以上に重要となる。相続・遺言の相談は司法書士へ依頼いただくべく、市民向けシンポジウムを開催する。

4 広報事業

上記シンポジウムのほか、司法書士の認知度を使命規定創設のこの年を契機にさらに改善させるべく広報事業も新しい施策を検討する。国民からより多くの業務へとつながるよう、司法書士の認知度を上げ、国民にとって親しみのもてるようなこれまでにはなかった広報方法を考えていく。

5 非司法書士対応

司法書士法施行規則第41条の2に基づく、法務局が司法書士会に委嘱して実施される非司法書士調査が、平成31年・令和元年度も4箇所での登記所で行われた。

また、平成31年・令和元年度は、近畿税理士会及び大阪行政書士会を法務局とともに訪問し、非司法書士行為への理解と、各会会員への指導を求めた。

別途、非司法書士行為が疑われる他資格者2名について大阪司法書士会館で非司法書士行為への注意喚起を行ったほか、悪質な事例については事実関係の調査を行ったうえで告発を行った。

これらの活動は、司法書士の活動領域を守っていく意味でも重要な活動であり、今年度も非司法書士行為の摘発・監視及び他士業に対する啓発活動を行っていく。

なお、民間事業者によるウェブサイトを利用した不動産登記・商業登記書類作成にかかる問題（グレーゾーン問題）については、平成30年度から対応ワーキングチームを組成しているが、今年度も引き続き日本司法書士会連合会の担当部署とも連携してこの対応にあたっていく。

6 簡裁代理業務、地裁本人訴訟支援への取り組み

司法書士の簡裁訴訟代理への関与率低下が指摘されている。当会でも少額裁判報酬助成制度等を通じてその改善への対応をしているが、その改善は思うようには進んでいない。

対応としては報酬助成とともに会員研修等のスキルアップが考えられるので、その方策を検討の上実践していく。

また、現在、政府及び司法府において民事裁判手続のIT化が検討されている。インターネットを利用した裁判手続が実現すれば、迅速かつ効率的な民事裁判が実現されることになり、司法サービスの向上に繋がる場所であり、速やかなIT化の実現と推進を望むものである。

登記手続のオンライン申請が開始してすでに十数年が経過しており、司法書士がこれまでに培ったIT利用のスキル等を裁判IT化にも利用し、国民の権利擁護に貢献していく。

7 長期所有者不明土地対応

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部が平成30年11月15日から施行され、長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例が開始した。具体的には、長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度が創設された。また、同法施行により、財産管理制度に係る民法の特例が創設され、所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合には、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度が開始した。

この新たな分野で司法書士はこれまでの経験を生かして国民の権利擁護に貢献できる可能性が大いに広がる。各自治体の担当部門への働きかけ等、当会支部との連携の下、司法書士業務の新たな領域の拡大へつなげることができるよう、担当部署を設置し、対応策を検討していく。

8 災害相談への対応

当会は大坂府内の災害への対応にとどまらず、日本全国の災害に対し、相談員派遣、電話での相談等の対応を行ってきた。従来は災害の都度、個別での対応をし、相談員等も都度招集していたが、当会内でのこの分野での取り組みを確固たるものとするため、永続的な災害支援相談員の養成・派遣に取り組む。

具体的には、災害支援相談向け研修を企画し、災害支援相談員名簿を設置したうえで受講者に登録いただき、いつ災害が起きても速やかに対応できる体制を構築する。

9 司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

これまで当会は司法ソーシャルワークの観点から様々な方策を講じてきた。高齢者、障がい者、経済的困窮者、女性や子ども、セクシュアルマイノリティー、自死遺族等への司法ソーシャルワークなどを通じて、今年度も「身近な暮らしの法律家」としての地位を確立させていきたい。成年年齢引き下げに関しても消費者被害の予防の観点から、主としては法教育事業を通じて社会への周知を図り、トラブルが生じないように働きかけていく。

また、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業についてもアウトリーチで

相談に対応し、権利擁護に資するところから、L S大阪とも協働し事業の利用推進を図りたい。

1 0 成年後見制度利用促進法への対応

成年後見制度利用促進法に基づく利用促進計画への対応が令和3年度までとなり残り2年間となる。大阪では大阪市が真っ先に対応し、堺市、豊中市、東大阪市等が追随しているが、対応状況はまだまだであり、駆け込みで何らかの対応をしてくる市町村が想定される。

当会は、成年後見制度対応ワーキングチームを中心とし、L S大阪とも、また三士会とも協働し地域連携の一つのきっかけともすべく対応していく。

1 1 事務局職場環境整備

会員数2、400余名を擁する当会にあって、日常の会員サービスのほか、外部からの様々な問い合わせ、苦情への対応など、事務量は膨大な量に及ぶ。また、当会の事業は非常に多岐にわたり、さらに、業務委託を受けている関連団体の事務が加わる。それら多くの事務をこなすためには、相当数の職員の配置と作業空間の確保とともに、作業の効率化を図っていく必要がある。

今年度は、前年度後半から組成している事務局ペーパーレス化検討ワーキングチームで、事務局業務の効率化・職場環境の整備に努める。

1 2 会員の安全確保への対応

はじめに、で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症は、当会の会務運営にも大きな支障をもたらしている。このような非常時に会員が安心して会務や研修に参加できるよう、インターネットを介して行うWEB会議やオンラインでの研修など、さまざまな対応を迅速に実行していきたい。